

第9回 沼津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和2年5月15日（金）17時00分～

場所 特別応接室

次 第

1 本部長あいさつ

2 議 事

- (1) 市長からのメッセージについて（資料1）
- (2) 沼津港エリアの休業要請解除について（資料2）
- (3) 市内事業者の支援について（資料3）
- (4) 市立幼小中高校（園）の再開について（資料4）
- (5) 市有施設の休館等の解除について（資料5）

3 その他

緊急事態宣言の解除に関する市長からのメッセージ

5月14日、静岡県を含む39県の緊急事態宣言が解除されました。

市民の皆様や事業者の皆様には、これまで、不要不急の外出を控えていただいたほか、休業要請にご協力いただくなど、これまで感染拡大防止にご協力をいただきありがとうございます。

また、日々過酷な状況の中、ご尽力いただいている沼津医師会をはじめとする医療従事者の方々に対して、心より感謝を申し上げます。

一方で、感染症対策が長引くことで、市民生活や経済活動などに大きな影響が生じていることから、本市としましても、感染拡大防止対策を講じつつ、社会経済活動を維持していくため、引き続き事業者や教育、健康・医療・福祉などに必要な支援を行ってまいります。

本市での感染者は1名に留まっておりますが、東京都をはじめとした8都道府県は、引き続き緊急事態宣言が継続されるなど、未だ予断を許さない状況にあります。

国は、本県のように感染者が限定的となった地域では、再度の感染拡大を予防するため、私たち一人ひとりが日常生活の中で「新しい生活様式」を取り入れるよう呼びかけています。

市民の皆様におかれましては、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いの励行など、基本的対策の継続に努めていただくほか、「3つの密」の回避などを徹底し、感染予防のために、日常生活のあらゆる場面において、「新しい生活様式」を心掛けていただくようお願いいたします。

また、県外から来訪される皆様におかれましては、お住まいの都道府県の新型コロナウイルス対策に関する方針に従って、適切に行動していただくようお願いいたします。

令和2年5月15日 沼津市長 頼重 秀一

【問い合わせ先】

危機管理課

055-934-4758

内線 2557

沼津港エリアの休業要請解除について

令和 2 年 5 月 15 日

沼津市新型コロナウイルス感染症対策本部

本市は、5月17日をもって、沼津港エリア(千本港町、春日町、蓼原町の区域内)への飲食店、みやげ物販売など観光客を対象とした小売業等の店舗への休業要請は解除する。

5月18日以降の営業にあたっては、感染防止のための対策の徹底を図ることを求めるとともに来訪者に対しても感染症拡大防止への対応を呼びかける。

【問い合わせ先】

商工振興課

055-934-4748

内線2581

市内事業者の支援について

令和 2 年 5 月 15 日

産業振興部 商工振興課

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営状況が厳しくなっている市内事業者への支援のため、静岡県経済変動対策貸付資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）の融資を受けた中小企業者等に対する利子補給について、利子補給率を現在の 0.4% から 1.6% 以内に拡大し、自己負担率をゼロにするとともに、利子補給期間を 1 年間に 3 年間に拡大することにした。

5 月臨時議会の補正予算に 8,750 万円を計上し、利子補給期間 3 年間において総額 5 億円を超える補助を行うことを見込んでいる。

また、自主的にプレミアム商品券を発行するなど、速やかな消費喚起を行う商店街などに対し、30% のプレミアム分の補助を検討している。

【問い合わせ先】

商工振興課

055-934-4748

内線 2581

市立幼小中高校（園）の再開について

令和 2 年 5 月 15 日

沼津市教育委員会

静岡県に対する国の緊急事態宣言が解除されたことから、市立幼小中高校（園）を再開する。

1 再開までのスケジュール

(1) 準備期間

以下のとおり、分散登校（園）を実施

対象：市立幼稚園全園児、市立小学校 2 年生～中学校 3 年生、市立高校 1 年生～3 年生

※小学校 1 年生は、6 月 1 日（月）入学式から登校する。

- ① 第 1 段階 令和 2 年 5 月 18 日（月）から 5 月 22 日（金）まで
3 日程度（各 1 時間程度）
- ② 第 2 段階 令和 2 年 5 月 25 日（月）から 5 月 29 日（金）まで
毎日（各 2 時間程度）

(2) 入学式

令和 2 年 6 月 1 日（月）（市立高校及び同中等部は実施済）

2 留意点

- ・ 家庭で検温してからマスク着用で登校し、入室前に手を消毒する
- ・ 登校（園）前に家庭で検温していない園児児童生徒は、昇降口等で検温を実施する
- ・ 「3密」を回避するために、空き教室の活用等を検討する
- ・ 登校（園）できない場合は、事前に家庭から連絡を受ける
- ・ 一律に登校（園）を求めるものではなく、感染等を心配する気持ちを尊重する
- ・ 登校（園）しない、できない園児児童生徒には、電話や家庭訪問等により個別に対応する

3 その他

- ・ 上記内容は、私立幼稚園に通知する
- ・ 5 月 18 日（月）以降、準備が整った学校から順次「ZOOM」を活用した「朝の会」等を実施する

【問い合わせ先】

学校教育課

055-934-4808

内線 2781

新型コロナウイルス感染症に伴う 市有施設の休館等の解除について

令和2年5月15日

沼津市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐため、市施設等の休館等の期間については、5月31日（日）までとしてきたが、本日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、緊急事態措置の指定区域除外に伴う静岡県実施方針において、「県有施設における感染防止方針」が示された。

沼津市の市有施設については、この方針に準じた感染防止対策を講じるなどの準備が整い次第、段階的に休館等を解除することとする。

なお、各施設の状況については、随時市ホームページに掲載する。

【問い合わせ先】

危機管理課

055-934-4758

内線 2557